

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号） 新旧対照条文（抄）
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（附則第七十条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>（手数料） 第一百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国（指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者にあつては指定登録機関）に納付しなければならない。</p> <p>一 （略） 一の二 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の登録の更新を受けようとする者</p> <p>二 四 （略） 四の二 第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項若しくは第四十四条の二第二項の登録又はその更新を受けようとする者</p> <p>五 十三 （略） 二 （略）</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>（手数料） 第一百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国（指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者にあつては指定登録機関）に納付しなければならない。</p> <p>一 （略） 一の二 第十四条、第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第二項、第六十一条第一項若しくは第七十五条第三項の登録又はその更新を受けようとする者</p> <p>二 四 （略） （新設）</p> <p>五 十三 （略） 二 （略）</p>